

令和6年11月18日

タクシー事業者に対する事業停止処分等について

下記事業者に対して、令和3年8月19日、令和3年12月7日、令和4年1月18日、令和4年3月11日及び令和5年3月8日に一般監査を実施したところ19項目の違反が判明し、事業停止処分等に該当する内容であったため、道路運送法第40条の規定に基づき、下記のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等年月日

令和6年11月11日

2. 事業者の氏名又は名称及び営業所の名称

事業者の氏名：新幸タクシー 株式会社
営業所の名称：本社営業所

3. 事業者及び営業所の所在地

事業者の住所：熊本県玉名郡長洲町清源寺740-1
営業所の位置：熊本県玉名郡長洲町梅田772-3

4. 行政処分等の内容

①事業停止処分（本社営業所に所属する全ての事業用自動車の使用停止）
令和6年11月18日から令和7年1月28日まで（72日間）

②文書警告

③輸送の安全確保命令

5. 違反行為及び違反条項

①事業計画に定めるところに従っていなかった。
（営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更届出をしていなかった。）
（道路運送法第16条第1項）

②国土交通大臣が告示で定める損害賠償責任保険（共済）について未締結又は適合していなかった。
（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2）

- ③ 疾病、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがある乗務員を乗務させた。(乗務員に対して健康診断を受診させていなかった。)
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
- ④ 点呼を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)
- ⑤ 点呼の記録をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- ⑥ 乗務等の記録の記録事項に不備があった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項、第4項)
- ⑦ 乗務員台帳の記載事項等に不備があった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- ⑧ 運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ⑨ 運転者に対する指導及び監督に係る記録又は指導及び監督に係る記録の保存をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ⑩ 特定の運転者に対し、国土交通大臣が告示に定める特別な指導が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ⑪ 特定の運転者に対し、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させていなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ⑫ 指導要領に基づく教育の記録をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第40条第3項)
- ⑬ 整備管理者を選任していなかった。
(道路運送法第27条第3項、道路運送車両法第50条第1項、
旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
- ⑭ 整備管理者の選任(変更)届出をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項、道路運送車両法第52条、旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
- ⑮ 定期点検整備が未実施であった。
(道路運送法第27条第3項、道路運送車両法第48条、旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
- ⑯ 運行管理規程に定める項目が不適切又は未制定であった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)
- ⑰ 運行管理者の講習を受講させていなかった。
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)

⑱ 事業用自動車に車体表示をしていなかった。
(道路運送法第95条、道路運送法施行規則第65条)

⑲ 運転者証の記載事項の訂正をしていなかった。
(タクシー業務適正化特別措置法第15条)

※事業停止72日間について、上記5. ⑬「整備管理者を選任していなかった。」の違反として事業停止30日間(違反点数30点)に加え、処分日車数が250日車(違反点数25点)となることから違反点数が計55点となり、違反点数の累計が51点以上となるため「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準(以下、「処分基準」)」4.(1)①の事業停止処分に該当することとなる。そのため、処分基準4(2)により処分日車数250日車を当該営業所に所属する事業用自動車数の6両で割った42日間(端数切り上げ)を事業停止の30日間に加え、72日間の事業停止となる。

6. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数
当該行政処分により付された違反点数は、事業停止30日間により30点、処分日車数250日車により25点となり、合計55点。(当該事業者の累積点数も同様)

運輸と観光で九州の元気を創ります

【 お問合せ先 】

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：岡田、十時

電話 092-472-2529



九州運輸局